

平成 25 年 7 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

7月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第 42 号	八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	1
議案第 43 号	平成 26 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書採択について	5

議案第 42 号

八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成 25 年 7 月 22 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

理 由

給料月額の改定をするとともに、その他規定の整理をするためのものである。

議案第 号

八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

給料月額の改定をするとともに、その他規定の整理をするためのものである。

八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例（平成元年八戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例

第1条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「給料及び旅費」を「報酬及び費用弁償」に改める。

第3条の見出しを「（報酬）」に改め、同条中「給料」を「報酬」に、「30万円」を「280,000円」に改める。

第4条の見出し及び同条中「給料」を「報酬」に改める。

第5条の見出しを「（費用弁償）」に改め、同条第1項中「旅費の」を「費用弁償の」に改める。

第6条中「給料及び旅費」を「報酬及び費用弁償」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例（平成元年4月1日条例第31号）

改正後	改正前
<p><u>八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、外国語指導員等の<u>報酬及び費用弁償の額等</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(報酬)</u></p> <p>第3条 報酬は、月額とし、<u>280,000円以上375,000円以下</u>の範囲内で任命権者が定める。</p> <p><u>(報酬の減額等)</u></p> <p>第4条 外国語指導員等が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認（任命権者が定める無給の休暇に係るものを除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、<u>報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した報酬を支給する。</u></p> <p>2 外国語指導員等が懲戒処分を受けたときは、減給にあつては労働基準法（昭和22年法律第49号）第91条に規定する一賃金支払期につきその支払期に係る同条に規定する賃金の総額の10分の1に相当する額を超えない範囲内においてその処分1回につき同法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1に相当する額を超えない額を減額した報酬を支給し、停職にあつてはその期間中報酬を支給しない。</p> <p><u>(費用弁償)</u></p> <p>第5条 費用弁償の種類及び額は、八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の定めるところによる。この場合において、外国語指導員等の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員等以外の職員の職務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(支給方法)</u></p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、<u>報酬及び費用弁償の支給方法</u>については、一般職の職員の例による。</p>	<p><u>八戸市外国語指導員等の給料及び旅費に関する条例</u></p> <p><u>(この条例の目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、外国語指導員等の<u>給料及び旅費の額等</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(給料)</u></p> <p>第3条 給料は、月額とし、<u>30万円以上375,000円以下</u>の範囲内で任命権者が定める。</p> <p><u>(給料の減額等)</u></p> <p>第4条 外国語指導員等が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認（任命権者が定める無給の休暇に係るものを除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、<u>給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給料を支給する。</u></p> <p>2 外国語指導員等が懲戒処分を受けたときは、減給にあつては労働基準法（昭和22年法律第49号）第91条に規定する一賃金支払期につきその支払期に係る同条に規定する賃金の総額の10分の1に相当する額を超えない範囲内においてその処分1回につき同法第12条に規定する平均賃金の1日分の2分の1に相当する額を超えない額を減額した給料を支給し、停職にあつてはその期間中給料を支給しない。</p> <p><u>(旅費)</u></p> <p>第5条 旅費の種類及び額は、八戸市職員等の旅費支給条例（昭和28年八戸市条例第9号）の定めるところによる。この場合において、外国語指導員等の職務は、同条例第14条第1項第3号に規定する特別職の職員等以外の職員の職務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(支給方法)</u></p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、<u>給料及び旅費の支給方法</u>については、一般職の職員の例による。</p>

議案第 43 号

平成 26 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
平成 26 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書を次のとおり採択する。

平成 25 年 7 月 22 日 提出

八戸市教育委員会

委員長 岡 本 潤 子

小・中学校特別支援学級用教科用図書は、継続採択とする。

理 由

平成 26 年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書を採択するためのものである。